昭和村立学校における生成 AI 利活用ガイドライン

昭和村教育委員会

1　目的

本ガイドラインは、国の最新ガイドライン（令和６年１２月２６日 Ver.2.0）および次期学習指導要領の方向性を踏まえ、村立小中学校における生成 AI の安全で効果的な活用ルールを定めるものとする。

AI のリスクや仕組みを正しく理解し、これからの時代に必要な「情報を正しく使いこなす力」を子どもたちに育むための指針とする。

2　基本方針

①　「情報活用能力」の育成

・　AI の便利さだけでなく、仕組みやリスク（間違いや著作権など）を正しく理解し、情報の確かさを自分で確かめる（ファクトチェック）力を育てる。

②　「人間が考えること」を最優先

・　AI は思考を深めるための「相棒」である。AI に丸投げするのではなく、自分の頭で考え、判断し、表現する「探究的な学び」にいかす。

③　「個別最適な学び」と「教員のゆとり」の創出

・　子ども一人ひとりの理解に合わせた学びを支えるとともに、教員の準備業務を効率化し、子どもと向き合う時間を生み出す。

④　「安全・安心」の徹底

・　個人情報や秘密情報の保護を徹底し、ルールを守って安全に AI を使いこなせる人間を育てる。

3　共通遵守ルール

校務でも授業でも、生成 AI を使うときは次の 4 点を必ず守る。

①　個人情報・秘密情報は「入力しない」

・　児童生徒・保護者・教職員の名前や成績、相談内容などの個人情報は絶対に入力しない。

・　作成途中のテスト問題や未公開の校務資料も入力禁止とする。

・　入力データが AI の学習に使われない設定（オプトアウト）を確認して使う。

②　AI の答えは「必ず自分で確かめる」

・　AI はもっともらしい嘘（ハルシネーション）をつくことがある。

・　AI の回答には特定の見解や偏見（バイアス）が含まれることがあるため、回答を鵜呑みにせず、教科書や公式資料などで必ず事実確認（ファクトチェック）を行い、多角的な視点から吟味する。

③　著作権を守り、「人を傷つけない」

・　他人の文章や画像をそのままコピー・模倣して権利を侵害しない。

・　悪口や嘘の情報、人を傷つけるコンテンツの作成には絶対に使わない。

④　最終決定と責任は「人間」が持つ

・ AI は提案・思考の補助ツールであり、生成された内容の採択や最終的な判断・責任は使った人間（教職員・児童生徒）にあることを自覚して利用する。

4　児童生徒のルール

生成 AI は、子どもたちの「考える力」を伸ばすための補助ツールとして活用する。

①　使うときの前提

・ 各 AI サービスの利用規約（年齢制限等）を守り、必要に応じて保護者の同意を得て使わせる。

【注釈・具体例】

※　各 AI サービスの規約に従うこと。（例：ChatGPT や Copilot 等は原則 13 歳以上対象であり、13 ～ 17 歳までの生徒が利用する場合は保護者の同意が必要。13 歳未満の小学生が利用する場合は、教員が画面を提示して操作するなどの配慮を行うか、年齢要件を満たす教育用ツールを選択すること。）

・ 児童生徒に勝手に使わせず、教員の指導のもと、授業や活動のねらいに沿って使わせる。

・ 成果物だけでなく「どう AI と対話したか（プロンプトの履歴）」を思考・判断の過程として評価にいかす。

②　使ってよい場面（おすすめの使いかた）

・ 考えを深めるために、自分の考えに対するアドバイスや反対意見をもらう。

・ 発想を広げるために、アイデア出しのヒントやきっかけを得る。

・ プログラムの間違い（エラー）を探すヒントにする。

③　やってはいけないこと（禁止事項）

・ 宿題や課題、読書感想文、作文、作品などを AI に作らせてそのまま提出する。

・ テストや評価物を作成する際に無断で使う。

・ 自分で考えることを放棄し、理由も考えずに AI の答えをそのまま写す。

④　発達段階に応じた配慮

・ 小学生：教員と一緒に画面を見ながら使うなど、慎重にスタートする。

・ 中学生：AI の限界や間違いを理解させ、自分の頭で確かめさせながら使わせる。

5　教職員のルール

教職員の業務効率化と授業の質向上を目指し、リスクを回避しながら安全に活用する。

①　推奨する活用業務（おすすめの業務）

・　授業準備段階において、単元計画のアイデア出しや補助教材・ワークシートの下案を作成する。

・ 保護者向けのおたよりや校内掲示物などの文章作成や誤字脱字をチェックする。

・ プログラミング教育で使うコード作成や、アセスメント資料の下案を作成する。

・ 音声データや会議資料を用いた会議記録を作成する。

② 禁止・制限する業務（やってはいけない業務）

・ 児童生徒の成績、名前、指導記録・相談記録等の個人情報や、作成途中のテスト問題等の未公開情報を入力しない。

・ 通知表の所見作成や児童生徒の評価を AI に丸投げしない（※必ず教員自身が確認・修正を行う）。

・ 児童生徒の写真や顔画像を AI に読み込ませて処理したり、特定の画家の作風等を指定して画像を生成したりしない。

③ 利用時の注意点

・ 出力結果に間違いや不適切な表現がないか、教員自身の目で確認（ファクトチェック）してから業務に使用する。

・ オプトアウト（データ学習拒否）が担保された指定の端末・アカウント環境で作業する。

6 運用体制と環境整備

① 情報モラル教育の推進

・ 児童生徒への指導において、AI の仕組み、個人情報・著作権の保護、情報の確かさを見極める指導を計画的に実施する。

・ 学校での AI 利用ルールや家庭での留意点について、保護者に対して適切に情報発信を行う。

② セキュリティと利用環境の整備

・ アクセス制限やフィルタリングを適切に設定し、安全な利用環境を確保する。

・ 教職員に対して、安全な使い方や効果的な授業・校務での活用法について、定期的な研修を行う。

③ ガイドラインの定期的な見直し

・ AI 技術の進化や国の基準改訂、各学校での実施状況を踏まえ、本ガイドラインは必要に応じて随時見直しを行う。

7 相談・トラブル対応窓口と運用の明確化

万が一、個人情報の流出や不適切なコンテンツの出力・利用などが発覚した場合は、以下の手順で速やかに対応する。

① 直ちに利用および通信を中断する。

② 校内の情報担当者および管理職（校長・教頭）へ報告する。

③ 校内管理職より昭和村教育委員会へ報告・相談し、関係機関と共有する。

8 参考資料（国のガイドライン）

本ガイドラインの策定にあたり参照した文部科学省の指針は、以下のリンクよりご確認いただけます。

「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関するガイドライン（Ver.2.0）」
（令和 6 年 12 月 26 日改訂）文部科学省
URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html